



～地域の絆で子ども、家庭を支える～
千葉県の児童家庭支援センター

子どもたちの家庭、地域生活を「支える」
そして、児童虐待の発生を「ふせぐ」
…児童家庭支援センターの働き



児童家庭支援センターは、地域の子ども・家庭に関する相談支援を行う機関です。児童福祉の中でも社会的養護分野の一施設として位置づけられており、特に要保護児童、要支援児童対策において地域の要となる働きを期待されています。

子どもの家庭、地域生活が困難な状況に置かれているケースなど、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、地域ネットワークと連携しながら環境調整を図り、家族の安定を支援します。

(注1)「社会的養護」とは、家庭で生活できなくなった子どもを社会の責任で保護、養育する我が国の児童福祉システムです。主に児童養護施設などの「施設養護」と、里親などの「家庭養護」システムがあります。

(注2)「要保護児童」とは、保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のこと。

「要支援児童」とは、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のこと。